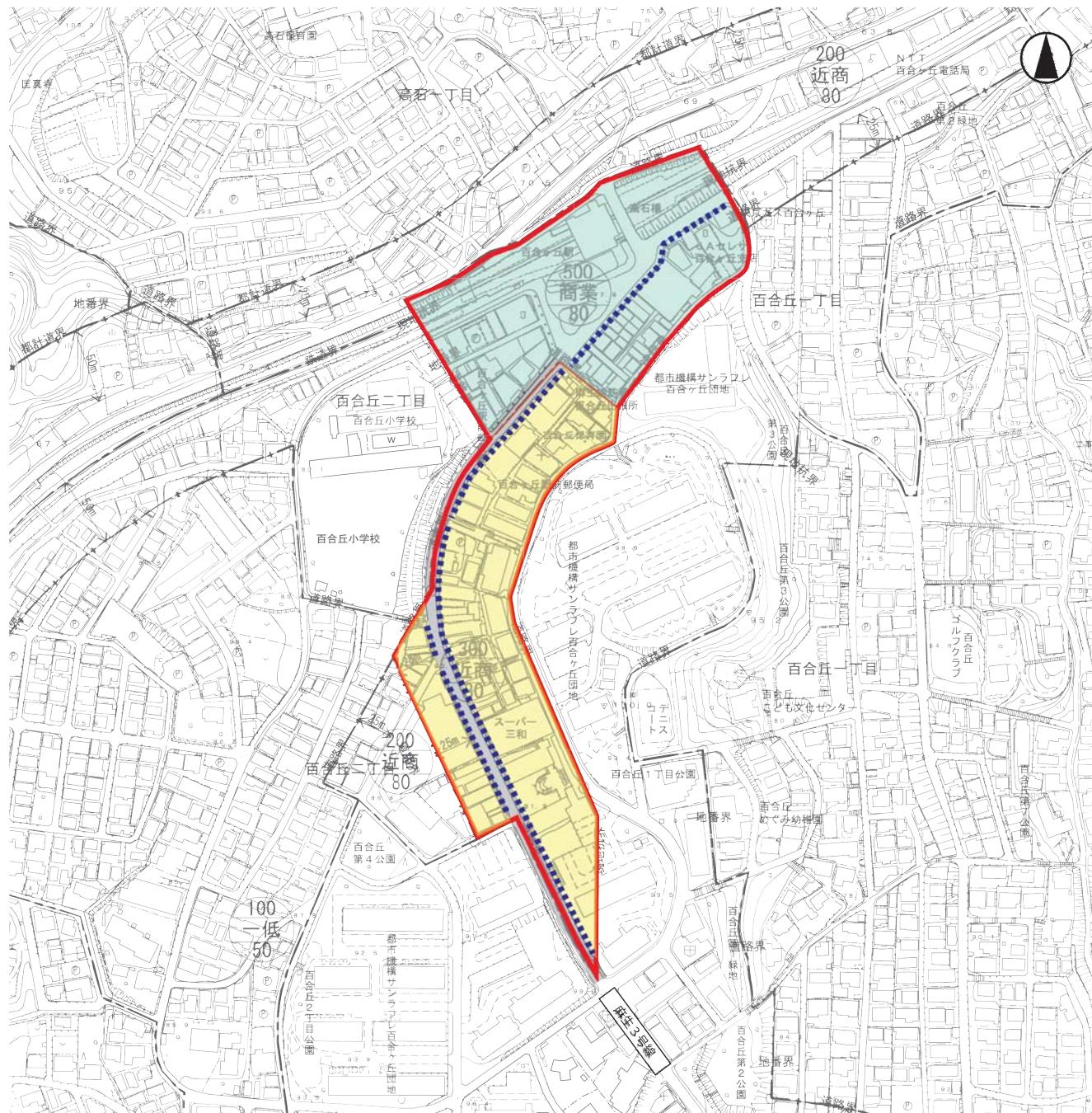


## 百合丘地区地区計画

名 称	百合丘地区地区計画											
位 置	川崎市麻生区百合丘 1 丁目及び百合丘 2 丁目											
面 積	約 5.0 ha											
地区計画の目標	<p>本地区は、小田急小田原線百合ヶ丘駅を中心に、人口増加の著しい麻生区における商業の核として発展してきた地区であり、今後は、隣接の新百合ヶ丘駅周辺地区と協調した商業地として一層の発展が見込まれる地区である。</p> <p>このため、本計画により適正かつ合理的な土地利用を図り、商業地としての健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。</p>											
区域の整備・開発及び保全の方針	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の方針</td> <td colspan="2">中心商業業務地区は、商業・業務施設の一層の集積並びに土地の高度利用を促進する。また、周辺商業業務地区は、近隣住民のための利便施設、病院等が集積しており、商店街としての一層の充実を図る。</td></tr> <tr> <td>地区施設の整備の方針</td><td colspan="2">本地区は、生田地区画整理事業の施行により、道路、駅前広場等は既に整備されており、これらの機能が損なわれないように維持、保全に努める。</td></tr> <tr> <td>建築物等の整備の方針</td><td colspan="2"> <p>中心商業業務地区は、小規模敷地の共同化並びに低層の建築物の建て替えを促進し、商業・業務施設の集積及び土地の高度利用を図り、地域の中心としてふさわしい商業地が形成されるよう規制誘導する。</p> <p>また、周辺商業業務地区については、必要に応じて敷地の共同化を図り、地区住民の利便性を考慮し、魅力ある商店街の形成が図られるよう規制誘導する。</p> </td></tr> </table>			土地利用の方針	中心商業業務地区は、商業・業務施設の一層の集積並びに土地の高度利用を促進する。また、周辺商業業務地区は、近隣住民のための利便施設、病院等が集積しており、商店街としての一層の充実を図る。		地区施設の整備の方針	本地区は、生田地区画整理事業の施行により、道路、駅前広場等は既に整備されており、これらの機能が損なわれないように維持、保全に努める。		建築物等の整備の方針	<p>中心商業業務地区は、小規模敷地の共同化並びに低層の建築物の建て替えを促進し、商業・業務施設の集積及び土地の高度利用を図り、地域の中心としてふさわしい商業地が形成されるよう規制誘導する。</p> <p>また、周辺商業業務地区については、必要に応じて敷地の共同化を図り、地区住民の利便性を考慮し、魅力ある商店街の形成が図られるよう規制誘導する。</p>	
土地利用の方針	中心商業業務地区は、商業・業務施設の一層の集積並びに土地の高度利用を促進する。また、周辺商業業務地区は、近隣住民のための利便施設、病院等が集積しており、商店街としての一層の充実を図る。											
地区施設の整備の方針	本地区は、生田地区画整理事業の施行により、道路、駅前広場等は既に整備されており、これらの機能が損なわれないように維持、保全に努める。											
建築物等の整備の方針	<p>中心商業業務地区は、小規模敷地の共同化並びに低層の建築物の建て替えを促進し、商業・業務施設の集積及び土地の高度利用を図り、地域の中心としてふさわしい商業地が形成されるよう規制誘導する。</p> <p>また、周辺商業業務地区については、必要に応じて敷地の共同化を図り、地区住民の利便性を考慮し、魅力ある商店街の形成が図られるよう規制誘導する。</p>											
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	中 心 商 業 業 務 地 区	周 边 商 業 業 務 地 区								
	地区の面積	約 2.4 ha		約 2.6 ha								
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない</p> <p>1 建築物の 1 階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (入口ホール、階段等の部分は除く。)</p> <p>2 個室付き浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの</p>		次に掲げる建築物は建築してはならない 敷地が市道麻生 3 号線に接する建築物の 1 階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (入口ホール、階段等の部分は除く。)								
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積 400m <sup>2</sup> 以上	敷地面積 400m <sup>2</sup> 未満	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分(当該部分に附属する階段、エレベーター、廊下、車庫等の施設を含む。)にあっては、20 / 10 とする。								
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	$\frac{50}{10}$	$\frac{40}{10}$	_____								
	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積 400m <sup>2</sup> 以上		100 m <sup>2</sup>								
	壁面の位置の制限	建築物の 1 階部分及び当該階より下の階で当該敷地が接する道路の各部分の高さより上にある部分の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。										

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 計画図



凡　例		
		地区計画区域
		中心商業業務地区
		周辺商業業務地区
壁面の位置の制限		
		道路境界線から1m以上

0 50 100 200 300